

あさひ夢のまち協議会会則

(設立根拠)

第 1 条 本会は、関市自治基本条例（平成 26 年関市条例第 40 号）に規定する地域委員会として設立する。

(名 称)

第 2 条 本会は、あさひ夢のまち協議会と称する。

(事務所)

第 3 条 本会の事務所は旭ヶ丘ふれあいセンター（以下「センター」という。）内に置く。

(目 的)

第 4 条 本会は、豊かな田園と清き流れの吉田川にはぐくまれた旭ヶ丘に住む個人、活動する団体等が連携・協力することにより、地域力を強くし、地域の課題の解決に努め、郷土の発展と、明るく元気で安全な住みよい地域をつくることを目的とする。

(事 業)

第 5 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域の課題を的確に把握し、旭ヶ丘地域振興計画を策定及び実施すること
- (2) 地域住民相互の交流、親睦、情報提供等に関すること
- (3) センターの維持管理に関すること
- (4) その他、前条の目的を達成するための必要なこと

(組 織)

第 6 条 本会は、旭ヶ丘地域（以下「地域」という。）に居住する個人及び地域内で活動する団体等や地域住民と関わる組織で第 4 条の「目的」に賛同するもので組織する。

2 本会の運営は、第 7 条に規定する役員及び第 15 条で規定する部会に所属する部会員（以下「委員」という。）が行う。

(役 員)

第 7 条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 3 名 |
| (3) 部会長 | 5 名 |
| (4) 副部会長（部会選出） | 2 名以内 |
| (5) 事務局長 | 1 名 |
| (6) 事務局次長 | 1 名 |
| (7) 監事 | 2 名 |

2 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

(役員の任務)

第 8 条 会長は、協議会を代表し、すべての業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその任務を代理する。
- 3 部会長、副部会長は、この会の業務を分掌担当し実施事業に参画する。
- 4 事務局長は、会長を補佐し、この会の業務の処理・会務に当たる。
- 5 事務局次長は、事務局長を補佐するほか、会計事務を担当する。
- 6 監事は、事業・会計を監査する。

(役員の選任)

第 9 条 会長は、常任委員会で選考し、総会において承認する。

- 2 副会長、事務局長、事務局次長及び部会長は、会長が指名し、総会において承認する。
- 3 監事は、常任委員会経験者から会長が指名し、総会において承認する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、同じ役職での再任は1回を限度（2期まで）とする。

2 増員又は欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第11条 本会に事務局を置く。

2 事務局に本会の運営及びセンターの管理運営に必要な事務を処理するため、専従職員を置くことができる。

3 専従職員は、会長が任免する。

4 事務局についてのその他必要な事項は、別に定める。

(会 議)

第12条 会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 部会

(総 会)

第13条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、委員をもって構成する。

2 定期総会及び臨時総会は、会長が招集する。

3 定期総会は、次に掲げる事項について議決する。

(1) 事業計画及び予算に関すること

(2) 事業報告及び決算に関すること

(3) 会則及びセンター利用要領の制定又は改廃に関すること

(4) 役員の選任に関すること

(5) その他必要な事項に関すること

4 総会の議長は、出席した委員の中から選出する。

5 総会は、委員の過半数の出席（委任状出席含む）で成立する。

6 総会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

7 地域に居住する個人は、審議事項等を明記し、文書にて総会の開催を求めることができる。

(常任委員会)

第14条 常任委員会は、会長、副会長、部会長、副部会長（各部会につき1名）、事務局長、事務局次長で構成し、次の事項を審議する。

(1) 総会に提出する事項に関すること

(2) 総会において決定された事項の運営に関すること

(3) 旭ヶ丘地域振興計画に関すること

(4) 改選時における会長の選考に関すること

(5) その他必要な事項に関すること

2 常任委員会は、会長が招集し、議長は、会長が行う。

3 常任委員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(部 会)

第15条 この会の業務を分掌担当するため、次の部会を置く。

(1) 総務部会

(2) 文化学習部会

(3) 環境安全部会

(4) 健康スポーツ部会

(5) 福祉交流部会

- 2 各部会は、部会を運営するために登録された個人及び地域内で活動する団体等や地域住民と関わる組織の代表者（以下「部会員」という。）で構成する。
- 3 部会員の中から、副部会長2名以内を選出する。
- 4 部会長は、部会を代表し、その活動を統括する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときはその任務を代理する。
- 6 部会は、他の部会や地域で活動する各種団体及び各種委員等と連携し、部会の事業を実施する。

（特別部会）

第16条 この会に特別な事項に対応するため特別部会を設けることができる。

- 2 特別部会の運営等については、前条第2項から第5項の例による。

（会 計）

第17条 本会の会計は、次のとおりとする。

- （1）経費は補助金、管理受託金及び利用料金その他の収入を充てる。
- （2）本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（委 任）

第18条 この会則に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この会則は、平成28年7月16日から施行する。
- 2 第9条については、設立時においては、第1項中「常任委員会」とあるのは「設立準備委員会」、第3項中「常任委員会経験者」とあるのは「ふれあいのまちづくり推進委員会の役員経験者」と読み替えるものとする。